

●講師 中田 實 氏 （愛知江南短期大学学長）

愛知江南短期大学の中田です。よろしくお願いします。

江南市は、一宮市より少し遅れてこれから自治基本条例に取り組んでいくところで、私はその検討会の委員をおおせつかっておりまして、今日はその情報を少しでも仕入れていこうかと偵察にやってきました。

町内会のことは、日本固有のものと言われていていましたが、世界中にけっこうあることがわかってきました。町内会は古くてだめではないかとか言われてきたところですが、個別に実際の町内会活動をお聴きする中で、そこまでできるの、そんな活動をしているのなどと感心することがたくさんあります。自治会は行政によって視点や見方が違います。密着してやっているところや、あれは民間団体で行政は関係ないというところ、また、町内会等は認めていないところなど、様々です。しかし、無くなってしまわないで、いまだに日本全国どこにでもあります。

今日の話の内容は、特にまちづくりのなかで、市民団体などと対立せずどのように協力していくか、についてです。対立しては、まちづくりは前進しません。本来、両立・協力し合う関係であるはずで。

最近、町内会等で話題になっているのは、加入率の低下の問題です。宮崎県で出ている新聞の記事からですが、県内の市町村の自治会の加入率の調査で、西都市が51%という結果でした。低い加入率だなあと思いましたが、新聞社として市に何回も聞いた結果だそうですが、その後、市長からクレームがついたそうです。真相は、市の担当職員が、町内会は行政がやっている組織で自治組織ではないと言い張ったためだそうです。実際は80数%の加入率でした。町内会等は、高い加入率を誇っている強力な組織ですが、まちの活性化や市民生活に対してもてる力を発揮できているのかが問題です。そこをどうやって変えていくのかが大きな課題だろうと考えます。

地域といっても大きく分けて二つのタイプの組織があります。ひとつは、地縁に基づくもの、もう一つは、NPOなど目的別・自発的に創ったものです。背反関係にあるものではありません。それぞれ違うタイプのものであることを認め、その上で協力することを強調したいです。

地縁に基づく組織は、市町村内をいくつかに分けて、そこに居住している人たち全員で構成する組織です。だから基本は加入率がどうこうという組織とは違います。加入できない人がいればそれこそ差別になります。本来、その地域のことは、そこにいてすべての人が参加・決定する権利があって、加入しないのは権利の放棄となるという性格のものです。選挙という棄権と同じです。加入率が低いということはそういう種類のものです。地方自治法の改正が2004年にあり、地域自治区を認めました。その区域の中に住所を有する人が当然にその構成員になるとしています。権利となるものです。アメリカの文献からですが、「近隣社会は、会員資格は地理的場所の付属物としてついてくる。・・・隣人であるために必要な資格は、おおよそ市民について要請されるものと同様に無差別で包括的である。・・・この包括的で強制に近い性格は、近隣社会を社会のほかのすべての私的集団から区別している。ミニチュアの公共

である。」といわれています。自治会・町内会が行政とは区別されていますが、そもそも自治体内部の自治体、公共的なものであります。また、別の文献では、「近隣組織は本来、多元的な問題処理集団」であるとして、個別の課題を解決する集団ではなく、地域で起こった課題をマルチに解決する集団と考えられています。

NPOの方が地縁組織より元気がいいといわれています。やりたいと言うことで集まっていますから当然ですが、NPOは、設立も加入も自由な私的な目的別組織です。最近、NPOは、地域の課題にかなり取り組むようになってきました。子育て、福祉、環境など専門的で継続的で独立して活動ができるようになってきました。町内会が扱う多元的な課題も、NPOが扱う課題と重なっています。同じ問題の解決を分業しているわけではありませんが、問題の扱い方が違うのです。

3年前に最高裁の判決がありました。自治会の脱退は自由という判決です。最高裁の判決は、強制できる法律が無いということが根拠でした。確かに、自治会加入を義務付ける法律はありません。しかし、この判決にはもう1面がありました。県営住宅で起こった脱退事件であります。当時、自治会費として毎月3000円を集金していました。内訳は、2700円が共益費で、あと300円が自治会費ということでした。最高裁は、脱退は自由だが、そこに住む限り共益費は払いなさい、ということでした。一般の町内会では「共益費」の名目では集めていませんが、共益的な事業はしていますので、最高裁の判決によって脱退は自由ですが、共益費に該当する部分は払わなければならないということになります。脱退が自由という判決ですぐに自治会の脱退へとなるものではありません。現場では、なかなか悩ましいことではあります。

自治会・町内会の規模はばらばらできています。町内会の会館を作るなどに行政が支援を行う際には、あまりばらばらでなくある程度は同じ規模・単位に再編したいところです。その規模も小学校区とか、中学校区とかいろいろありましたが、歴史がからんでいますのでなかなか難しいです。1970年代にコミュニティづくりの動きがありましたが、市の中で対応しなかったのは、一宮市だけです。公民館活動がしっかりしていたということもあります。コミュニティ組織は、県下の地区の3分の2ぐらいにできていますが、0のところは、一宮市、岡崎市、高浜市で、岡崎市、高浜市は一旦設定しましたが解散しています。他には、瀬戸、常滑、尾西市等、地場産業が強いところでは、設定されても広がらなかった。既存の組織があるので、いまさら違うものを造る必要が無いということでした。しかし、旧来の町内会の区域では行政が対応できなくなるとすれば、何らかの再編が必要です。地域組織を改革・改組するときは抵抗がありますから、その抵抗に対してどうしていくのか、よく考えていく必要があります。

全住民が加入して全住民に責任を持った組織が基礎にあり、その上に専門的な活動をする各種の組織があって、いろんな力を集めていくことが必要です。町内会に対する批判として、町内会は行政の下請けではないかというものがあります。行政が交通安全といえば町内会が従うという具合です。しかし、そもそも交通安全は行政だけの課題でしょうか。地域の課題ではないのでしょうか。本来は、住民の共通の課題のはずです。小池田さんのところのように徹底的に議論し、地域の課題として受け止める

と、住民の課題として見えてきますが、そうでないときでも、行政の課題をやらされていると見ることは正しいのか、多くの場合は、町内会の課題と受け止めて取り組んでいるのではないのでしょうか。

町内会は、顔をつき合わせてのつながりをつくる場所です。町内会で、何か課題が解決しているように見えないときでも、知り合う機会を創っているのです。それが町内会の最大の特徴です。ちょっとしたことですが、災害のとき、顔を知っているかいなかで対応が違いますし、騒音問題でも知らない同士だとエスカレートしがちです。知りあっていれば被害感覚が違います。地域の基盤の一番安定するところを創っているのが、町内会です。NPOのようにこんなことをしましたということがないからといって、町内会が何もしていないとしてしまつては、町内会の、地域の底力を見落とすことになるのではないのでしょうか。

二つのタイプの組織があるということを理解した上で、両者のつながりをどう付けるか、それと行政と協働しやすい仕組みをどうつくるのか、基本条例の大事なポイントです。

今日はこれくらいにしておきます。ありがとうございました。

【質問】

地域組織には、二つの種類があるとお聴きしました。ひとつは、地縁団体でもうひとつは、目的別私的集団です。地縁団体の中には、地域を基盤とした目的別組織ができつつあります。地域の活性化につながるようなもうひとつの組織があるのではないのでしょうか。

また、地縁団体の構成者は、その地域のすべての階層の方、高齢者から子供まで属するわけです。そうなりますと、従来の組織ですと宗教的な行事も入ってきます。自主組織ではありますが、宗教的な行事をどう考えたらよろしいのでしょうか。

【回答】

二つのタイプの組織をどう協力して連携していく体制をつくるかということですが、その形がコミュニティとして追求されてきたものです。いろんな種類の組織があることを前提にして、どちらも生きることができるよう、その違いをお互いはっきりと確認し、その上で協力体制をつくること。それが第三の組織の性格であると思います。

地縁組織は、全地域住民が入りますから、全地域住民の人権を尊重することが前提です。政治の党派などを含めて、思想信条に関わるものを強制するのは、この組織にそぐわないです。ただ、全住民が納得して行っているのであれば、必ず切り離さないといけないとまではいう必要がないと思いますが、思想信条の異なる住民に行事への参加を強制することはできません。最高裁の判例では、寄付金を町内会費として一括して強制的に徴収することは違法としています、裁判などで争わなくてよい賢明な運営が望まれます。